

野田市告示第101号

野田市指定特定相談支援事業者等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年 4月19日

野田市長 鈴木 有

1	指定等に係る指定特定相談支援事業者等の 名称及び主たる事務所の所在地	野田市 野田市鶴奉7番地の1
2	指定等に係る事業所の名称及び所在地	野田市立こだま学園 野田市鶴奉73番地の1
3	指定等の年月日	令和3年4月1日
4	指定等に係る指定計画相談支援又は 指定障害児相談支援の種類	特定相談支援事業 障害児相談支援事業
5	事業の主たる対象者	障がい児
6	事業所番号	特定相談支援事業所 番号1232000081 障害児相談支援事業所 番号1272000066